

衆議院議員総選挙

(小選挙区選挙・比例代表選挙)

最高裁判所裁判官国民審査

第44回衆議院議員総選挙が行われます。投票日は9月11日(日)。これからの国づくりをどのようにしていくかを決める大切な選挙です。必ず投票し、あなたの1票を国づくりに反映させましょう。

8月8日衆議院が解散されたことによる第44回衆議院議員総選挙および第20回最高裁判所裁判官国民審査の投票が、9月11日に行われます。

私たちの願いを国政に反映させる大事な選挙です。あなたの一票が大きな声となり、住みよい国づくりにつながります。棄権しないで、良識ある一票を投じましょう。

投票日、投票所

公示日 8月30日(火)
投票日 9月11日(日)
投票時間 午前7時～午後8時
投票所 各家庭に郵送する「投票所入場券」に記載された場所(左ページ表)で投票してください。

することができません。投票所入場券をお持ちください。

不在者投票

仕事などで市外に滞在している人
出張先や滞在地から市選挙管理委員会に投票用紙などを請求し、郵便で投票用紙などの交付を受けると、滞在地の選挙管理委員会が投票することができません。

施設で投票をする人
県選挙管理委員会の指定を受けた病院、施設などに入院(入所)している人は、施設で不在者投票をすることができます。詳しくは、入院(入所)している施設に尋ねてください。

郵便投票と代理・点字投票

郵便投票
身体に重度の障害のある人は、投票用紙などを市選挙管理委員会に請求し、在宅で郵便により投票ができます。対象者は次のとおりです。
身体障害者手帳に「両下肢、体幹の障害、移動機能の障害により1級または2級」「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害により1級または3級」「免疫の障害1級から3級まで」の人。

投票できる人

選挙権のある人は、次の2つの条件の備わった人です
昭和60年9月12日までに生まれた人
今年6月1日までに柳川市に住民登録し、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている人。

ほかの市区町村から転入した人は：今年6月2日以降に、ほかの市区町村から柳川市へ転入届をした人で、転入前の市区町村の選挙人名簿に登録されている人は、転入前の市区町村で投票することになります。

なお、転入前の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙を請求し、柳川市で不在者投票をすることもできます。投票には入場券を
投票所に行くときにはスムーズに投票

戦傷病者手帳の「両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症まで」「内臓機能の障害が特別項症から第3項症まで」の人。
介護保険の被保険者証に「要介護区分が要介護5」の人。

郵便投票には、選挙管理委員会が交付する「郵便投票証明書」が必要です。交付を受けていない人は事前に交付申請を行ってください。旧市町で交付を受けている人は、有効期限までそのまま使えます。
なお郵便投票の投票用紙などの請求



投票日時は
9月11日(日)
午前7時～午後8時

票するため「投票所入場券」を忘れずにお持ちください。ただし、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。その場合は、投票所の係員に申し出てください。

期日前投票や不在者投票ができません

期日前投票
投票日当日に仕事などやむを得ない用事で投票所に行けない人は、期日前

は、9月7日(水)午後5時までです。

代理記載制度
郵便投票ができる要件を満たしている人で、身体障害者手帳に「上肢または視覚の障害が1級」または、戦傷病者手帳に「上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで」の人はあらかじめ、本人が指定した「代理記載人」に記載させることができます。この場合も市選挙管理委員会に届出が必要で

点字・代理投票
目の不自由な人には、投票所に点字

市民体育館で即日開票

開票は、9月11日(日)、午後9時30分から柳川市民体育館で行います。

選挙に関する問い合わせは、市選挙管理委員会事務局(☎73・8111)内線334)までどうぞ。

| 投票会場 | | |
|--------|-----------|--------------|
| 投票所 | 地区 | 会場 |
| 第1投票所 | 柳河 | 柳河ふれあいセンター |
| 第2投票所 | | 柳河小学校体育館 |
| 第3投票所 | 城内 | 柳川市民体育館会議室 |
| 第4投票所 | 沖端 | 沖端保育園 |
| 第5投票所 | | 矢留うぶすな館 |
| 第6投票所 | 西宮永 | 弥四郎町・吉富町公民館 |
| 第7投票所 | 東宮永 | 柳川農村環境改善センター |
| 第8投票所 | 両開 | 有明まほろばセンター |
| 第9投票所 | 昭代 | 昭代第一小学校体育館 |
| 第10投票所 | | 昭代第二小学校体育館 |
| 第11投票所 | 蒲池 | 蒲池農村環境改善センター |
| 第12投票所 | | 中村公民館 |
| 第13投票所 | 大和 | 大和小学校体育館 |
| 第14投票所 | 中島(町部) | 中島小学校体育館 |
| 第15投票所 | 中島(在部) | 中島小学校体育館 |
| 第16投票所 | 有明 | 有明小学校体育館 |
| 第17投票所 | 皿垣 | 皿垣小学校体育館 |
| 第18投票所 | 豊原 | 豊原小学校体育館 |
| 第19投票所 | 六合 | 六合小学校体育館 |
| 第20投票所 | 二ツ河 | 二ツ河小学校体育館 |
| 第21投票所 | 藤吉 | 藤吉小学校体育館 |
| 第22投票所 | 垂見 | 垂見小学校体育館 |
| 第23投票所 | 矢ヶ部 | 矢ヶ部小学校体育館 |
| 第24投票所 | 中山 | 中山小学校体育館 |
| 第25投票所 | 藤吉、二ツ河、垂見 | 三橋公民館講義室 |

投票所は各世帯に配布される「投票所入場券」で確認してください